



こしがや

お知らせ版(毎月1日発行)

5月号 No.1158

平成17年(2005年)5月1日発行

『広報こしがや』は、お知らせ版のほか季刊版(4月、7月、10月、1月の15日)を発行しています。
『広報こしがや』は、自治会等を通して各家庭にお配りしているほか、市内の主な公共施設や駅に置いてあります。

今号の主な内容

- 越谷市個人情報保護条例 ②
の一部改正
- ダイオキシン類環境調査結果 ③
- いきいき農園利用者募集 ④
- お知らせ ④⑤
- 催しご案内 ⑥⑦
- 健康と暮らし、ホームドクター ⑧⑨
- 親子のページ ⑩
- こどもコーナー ⑪
- まちのわだい、各種相談 ⑫

2003年~2010年
越谷市健康づくり行動計画
いきいき越谷21
すこやか はつらつ 明るいくらし

男女共同参画推進委員会の委員を募集します

男女共同参画に関する重要事項などの調査・審議を行っていただきます。任期は7月から2年です。
(応募資格) 市内在住・在勤・在学で20歳以上の方(ほかの審議会等の公募委員でない)



市では、男女が性別にかかわらず個人として尊重され、ともに責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現に向け条例を制定しました。この条例は、7月1日から施行されます。条例の全文については、企画課(第二庁舎3階)および男女共同参画支援センターでご覧になれるほか、市ホームページにも掲載しています。

男女共同参画社会の実現に向けて 越谷市男女共同参画推進条例を制定しました

越谷市男女共同参画推進条例の概要

★目的

- ①基本理念を定め、市・市民・事業者と教育に携わる者等の責務を明らかにします
- ②男女共同参画の推進に関し、必要な事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進します

★基本理念

- ①男女の人権の尊重
- ②社会の制度や慣行の及ぼす影響についての配慮
- ③政策や方針の立案と決定過程への共同参画
- ④家庭生活における活動とほかの活動の両立
- ⑤男女共同参画の視点を踏まえた教育の推進
- ⑥国際的な動向への考慮と協調
- ⑦市・市民・事業者の主体的な取り組み

★責務

- ①市の責務
 - ・男女共同参画の推進に関する施策の総合的な策定と実施
 - ・必要な体制の整備や財政上の措置等
 - ・市民、事業者、国、県等との連携と協力
 - ・市の組織運営における率先的な推進
- ②市民の責務
 - ・積極的な男女共同参画の推進
 - ・市が実施する施策への協力
- ③事業者の責務
 - ・積極的な男女共同参画の推進
 - ・職場における男女の参画機会の均等確保と賃金格差の是正
 - ・仕事と家庭等を両立できる職場環境の整備
 - ・市が実施する施策への協力
- ④教育に携わる者等の責務
 - ・男女共同参画の推進に関する理解を深め、教育を行う過程において基本理念に配慮
 - ・子どもの教育に関して、男女がともに積極的に参画

★男女共同参画社会の実現に向けて

- ①性別による権利侵害の禁止
- ②公衆に表示する情報に関する留意

★施策の実施(主なもの)

- ・性別による権利侵害の防止と被害者への対応
- ・性と生殖に関する健康と権利の尊重のための支援
- ・家庭生活と社会生活における

活動の両立支援
・自営の商工業や農業における男女共同参画の推進
・教育に携わる者に対する研修の実施等

★男女共同参画推進委員会
男女共同参画に関する活動団体等の代表者、公募市民、有識者など15人以内(任期は2年)で構成し、重要事項などの調査・審議を行います。

★苦情処理
苦情処理委員が、男女共同参画の推進に関する市の施策や男女共同参画の推進を妨げる事案に対する苦情を受け付けます。
企画課 ☎963-9113、男女共同参画支援センター ☎970-7411

7月1日から

資源物の持ち去りは禁止です

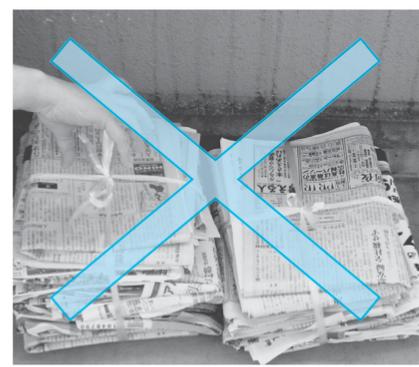
市では、皆さんから搬出された古紙、缶、びんの大切な資源物を集積所から無断で持ち去る行為の禁止と罰則などを定めた「越谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例」の一部を改正し、7月1日から施行します。

無断で持ち去る行為を禁止します

市または市の委託業者、市長から資源回収団体と認められた登録団体以外の者が資源物の収集・運搬することを禁止します。

20万円以下の罰金が課せられます

条例に違反し、資源物を収集・運搬した者に対して、中止命令を出します。命令に従わない場合は、20万円以下の罰金が



課せられます。
事前にパトロールを実施します
資源物の収集日にあわせ、各集積所周辺を巡回します。また、持ち去り禁止の警告看板を各集積所に順次設置する予定です。
環境資源課 ☎963-9118

ご注意ください! 祝休日のごみ収集

- 燃えるごみ
祝日および休日通常どおり収集しています
- 燃えないごみ
祝日および休日は収集しません

ごみゼロゼロ
環境資源課 ☎963-5300

市民の皆さんの個人情報の一層の保護を図るため

越谷市個人情報保護条例の一部を改正しました

市では、平成13年4月1日から市民の皆さんの個人情報の保護を図るため、「越谷市個人情報保護条例」(条例)を施行していますが、「個人情報の保護に関する法律(17年4月1日全面施行)」(法律)等の趣旨を踏まえ、より一層の個人情報の適正な取り扱いを確保するため、条例を改正しました。個人情報の保護を強化したこの条例を7月1日から施行します。

☆個人情報保護条例とは

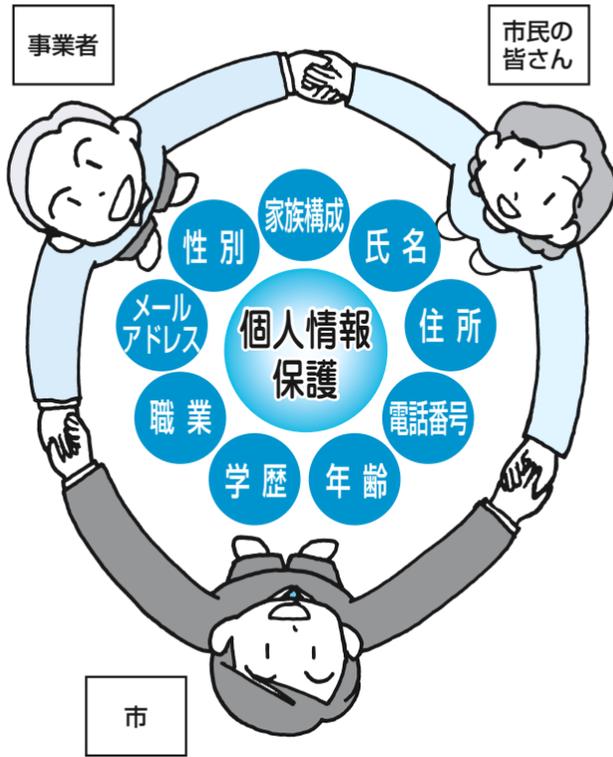
実施機関である市が保有する個人情報(記録された公文書の開示・訂正等を請求する手続きを定めると同時に、実施機関に個人情報の収集や利用、管理などについて適正な取り扱いを義務づける制度です。なお、個人情報の開示・訂正等を請求する仕組みは、条例、法律ともに共通していますが、条例は実施機関の個人情報の取り扱いに関するルールを定めているのに対し、法律は、民間の事業者(個人情報取扱事業者)の個人情報の取り扱いルールを定めています。

☆個人情報とは

個人に関する情報で、氏名・生年月日やその他の記述などにより特定の個人を識別することができるものをいいます。

☆個人に関する情報とは

氏名・生年月日などの情報に限らず、個人の身体・財産・職業・肩書・評価などの個人の属性に関するすべての情報が含まれます。



今回の改正のポイント

①実施機関の追加

市が全額出資し、設立された越谷市土地開発公社、(財)越谷コミュニティセンター、(財)越谷市施設管理公社を新たに実施機関に加えました。これらの3団体についても保有する個人情報の開示・訂正等の請求ができるほか、条例の規定に基づいた個人情報の保護措置が講じられます。

②事業者に対する苦情相談窓口の設置

ご本人からの苦情を迅速かつ適切に処理するため、個人情報に関する苦情の相談窓口を中央市民会館4階の消費生活センター(☎96558886)に一本化しました。各事業(者)の振興・支援を担う市の関係部局や国の機関等と連携して円滑な苦情処理に取り組みます。

③市内事業者等への支援

個人情報の取り扱いに関するトラブルを未然に防止するため、個人情報の保護に関する法律の内容をご理解いただけるよう事業者の方や市民の皆さんへの支援に努めます。

④罰則の設定

個人情報の取り扱いにおいて、悪質な違反行為を行った職員や受託業務従事者等に対する罰則(2年以下の懲役または100万円以下の罰金等)を設けました。また、他人の身分証明書等によるなりすましなどの不正な手段で他人の個人情報の開示を受けた者に対する罰則(5万円以下の過料)も設けました。

⑤外部委託に伴う措置の強化

実施機関が個人情報の処理を外部に委託した場合の受託者を監督する義務や、外部委託により、個人情報有不正に取り扱われるおそれがある場合には立ち入り検査等を行える規定を設け、外部委託に伴う措置の強化を図りました。

臨時市議会が開かれました

4月20日、市役所議場で臨時市議会が開かれ、市長提出の4議案が可決されました。(可決された議案)

▽越谷市条例の一部を改正

市税条例等の一部が改正されました

▽地方税法などの一部改正に伴い、市税条例などの一部が改正されました。主な内容は次のとおりです

▽個人市民税：肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例の適用期限の延長。特定中小会社(ベンチャー企業など)が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例の適用期限の延長

▽固定資産税：震災等で被災した土地や家屋に係る課税標準の特例等の適用期限の延長等に伴う必要な手続き等の見直し

▽市民税課 ☎9631914

4、資産税課 ☎9631914

47

納税通知書をお送りします

▽固定資産税・都市計画税は5月9日(月)、軽自動車税は5月10日(火)に平成17年度の納税通知書と納付書を発送します。

年税額、納期、各期別納付額をご確認のうえ、納期内の納税にご協力をお願いします。

なお、口座振替をご利用の方には納税通知書のみをお送りします。その場合、期別(月

について、▽越谷都市計画事業東越谷土地区画整理事業施行規程等の一部を改正する条例制定について

▽越谷市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

別) 納付する方はそれぞれの税目ごとに各納期の末日(月末。月末が土曜・日曜日等の場合は翌月初め)に、全期(至月)前納する方は1年分を一括して年度当初の納期の末日に、それぞれ指定の口座から振替納税されます。口座振替をご利用の方の領収済通知書は、1年分をまとめて18年3月末に発送します(軽自動車税を除く)

▽固定資産税(固定資産税・都市計画税について) ☎96319147・9148、市民税課(軽自動車税について) ☎96319145

休日納税窓口を開きます

5月1日(日)・15日(日)・22日(日)・6月5日(日)(22日は国民健康保険課のみ)。午前9時～午後3時 國納税課、国民健康保険課(いずれも本庁舎1階) 國納税課 ☎96319142、国民健康保険課 ☎96319143

県税休日納税窓口を開きます

5月29日(日)、午前9時～午後5時 國越谷県税事務所(市役所北隣) 國越谷県税事務所 ☎96222191

不審な電話・にせ税務職員にご注意ください

国・県・市の税務職員をかたり、税金を還付するためと称して、家族の勤務先の名称や電話番号などを電話で聞き出そうとする事例が発生しています。通常、税金の還付については、すでに提出された書類等に基づき行いますので、改めて勤務先等を照会することは基本的にはありません。このような電話があったときは、即答しないで一度電話を切り、税務署や県税事務所、市役所の担当課にご確認ください。 國越谷税務署 ☎96518111、越谷県税事務所 ☎96222191、越谷市役所市民税課・資産税課・納税課・国民健康保険課 ☎96422111(代表)

税務職員を募集します

国税局や税務署で国税の調査・指導などの事務を行う税務職員の採用試験を実施します。受験資格、申込受付期間・申込書提出先など詳しくは左記へ 國越谷税務署 ☎96518111、関東信越国税局 ☎048160031

訪問理美容サービス事業の利用対象者を拡大しました

理美容師が高齢者や障害のある方のご自宅を訪問し、理美容サービスを提供します。

<対象> 市内在住で理容所などで理美容を受けることが困難な方で次のいずれかの要件に該当する方。①65歳以上の高齢者で介護保険要介護認定4または5の認定を受けている方、②下肢または体幹の障害による身体障害者手帳1級または2級の方、③療育手帳制度に基づくAまたはAの方

<費用> 理美容代は自己負担。出張料を市が全額負担

☎ 高齢福祉課 ☎963-9163
☎ 障害福祉課 ☎963-9164

平成16年度 環境調査結果を お知らせします

市では、一般環境中のダイオキシン類の汚染状態を総合的に把握するため、環境調査を実施しています。この度、平成16年度の市内における大気、河川水質・底質、地下水、土壌のダイオキシン類環境調査結果がまとまりましたのでお知らせします。

調査結果の概要

▽大気(表1参照)：大気について市役所屋上で調査を実施したところ、結果は年間平均値が0.11pg-TEQ/L(1ピコグラム以下)で、環境省の定めた環境基準(年間平均0.6pg-TEQ/L)以下となりました。春夏秋冬それぞれの調査結果も環境基準を下回っていました。

▽河川水質(表2参照)：市内の代表的な河川の水質について調査を実施したところ、元荒川の代表的な河川の水質について調査を実施したところ、元荒川を下回る結果となりました。

▽地下水(表4参照)：市内1地点で調査を実施し、環境基準を下回る結果となりました。

▽土壌(表5参照)：市内4地点で調査を実施し、すべての調査地点で環境基準を大幅に下回る結果となりました。

今後の取り組みについて
今回の測定結果では、河川水質のうち新方川、綾瀬川で環境基準を上回っていました。市では、今後も引き続き一般環境中のダイオキシン類のモニタリング(監視)を実施するとともに関係機関との連携を図り、情報の収集に努めていきます。

表1 大気 (単位: pg-TEQ/立方メートル)

調査年月日	調査地点	調査結果	環境基準
H16.5/13~20 (春季)	市役所 第二庁舎屋上	0.12	年間平均で 0.6pg-TEQ/立方メートル以下
H16.7/29~8/5 (夏季)	〃	0.064	
H16.10/21~28 (秋季)	〃	0.088	
H17.1/20~27 (冬季)	〃	0.16	
年間平均値		0.11	

*測定は「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」(平成13年8月環境省環境管理局大気環境課)に準拠

表2 河川水質 (単位: pg-TEQ/L)

調査年月日	調査地点	H16.6/16	H16.10/29	年平均	環境基準
新方川	千間橋	3.7	0.56(*)	2.1	年間平均で 1.0pg-TEQ/L以下
	白鷺橋	3.2	0.92(*)	2.1	
	昭和橋	2.8	0.63(*)	1.7	
綾瀬川	綾瀬川橋	3.9	0.35	2.1	
大落古利根川	ふれあい橋	—	0.43	0.43	
元荒川	中島橋	—	0.45	0.45	

*測定は「日本工業規格K0312(1999)」に準拠
*調査日はH16.11/4

表3 河川底質 (単位: pg-TEQ/g)

調査年月日	調査地点	H16.10/29	環境基準
新方川	千間橋	5.9(*)	150pg-TEQ/g以下
	白鷺橋	8.5(*)	
	昭和橋	5.5(*)	
綾瀬川	綾瀬川橋	1.9	
大落古利根川	ふれあい橋	0.87	
元荒川	中島橋	1.2	

*測定は「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル」(平成12年3月環境庁水質保全局水質管理課)に準拠
*調査日はH16.11/4

表4 地下水 (単位: pg-TEQ/L)

調査年月日	調査地点	調査結果	環境基準
H16.11/12	大成町八丁目	0.045	1.0pg-TEQ/L以下

*測定は「日本工業規格K0312(1999)」および「平成12年4月26日付け環水企第231号の通知」に準拠

表5 土壌 (単位: pg-TEQ/g)

調査年月日	調査地点	調査結果	環境基準
H16.12/21	新方小学校	3.7	1,000pg-TEQ/g以下
	桜井南小学校	2.0	
	西方小学校	1.1	
	荻島小学校	1.1	

*測定は「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」(平成12年1月環境庁)に準拠

人事

市では、4月1日付で人事異動がありました。主な異動は次のとおりです(カッコ内は旧職名)。

- ▽市長 浅子 正
- ▽市民部長(市民部次長) 浅子 正
- ▽健康福祉部長兼福祉事務 所長(市民部長) 玉木 一行
- ▽市立病院院長(市立病院院長兼市立 看護専門学校長) 山本 勉
- ▽市立病院副院長兼診療部診療部門 参事兼市民税課長 植竹 一義

- 消化器科部長(市立病院副診療 部長兼診療部診療部門消化器科 部長) 佐々木 淳
- ▽市立病院副 診療部長兼診療部診療部門放射 線科部長(市立病院診療部診療 部門放射線科部長) 黒川 重雄
- ▽市立病院診療部診療部門循環 器科部長兼救急科部長(市立病 院診療部診療部門循環器科部長) 宮野 宏
- ▽市立病院診療部診療 部門産科部長兼婦人科部長(市 立病院診療部診療部門産科部長) 長沢 敢
- ▽市立病院診療部中央 診療部門手術室長(市立病院診 療部診療部門脳神経外科医長) 角田 朗
- ▽出納室長(税務部副 参事兼市民税課長) 植竹 一義

- ▽秘書室副参事兼広報広聴課長 (企画部企画課長) 荒川 和弘
- ▽総務部副参事兼契約課長(総務 部契約課長) 竹岡 善幸
- ▽税務 部次長兼市民税課長(健康福祉 部次長兼社会福祉課長兼福祉事 務所次長) 金子 浩二
- ▽市民部 次長(都市整備部次長) 矢部 正 平
- ▽市民部副参事兼扇場長 (教育委員会生涯学習部副参事兼 生涯学習課長) 福井 一雄
- ▽健 康福祉部副参事兼社会福祉課長 (健康福祉部副参事) 小野 沢康 則
- ▽児童福祉部次長兼福祉事務 所次長(環境経済部次長) 遠藤 武夫
- ▽環境経済部次長(児童 福祉部次長兼福祉事務所次長) 石丸 啓一郎
- ▽環境経済部次長 (国体事務局次長兼総務企画課 長) 長野 勝
- ▽環境経済部副 参事兼環境保全課長(税務部副参 事兼納税課長) 桑原 一男
- ▽環 境経済部副参事兼産業支援課長 (環境経済部産業振興課長) 高橋 利 正
- ▽建設部次長(越谷・松 伏水道企業団事務局次長) 会田 俊 雄
- ▽都市整備部次長(都市 整備部副参事兼市街地整備課長) 齊藤 秀夫
- ▽都市整備部副参 事兼環境保全課長(環境経済部副参 事兼環境保全課長) 深井 秀夫
- ▽教育委員会生涯学習部副参事 兼生涯学習課長(児童福祉部副 参事兼保育課長) 福澤 辰幸
- ▽ 監査委員事務局副参事兼監査課 長(監査委員事務局監査課長) 鈴木 宏孝
- ▽越谷・松伏水道企 業団事務局次長(都市整備部次 長) 岩瀬 務

- ▽平川 武史 (企画部参事)
- ▽武藤 繁雄 (健 康福祉部長兼福祉事務所長)
- ▽津 浅見 正行 (国体事務局長)
- ▽辰 村 秀憲 (市立看護専門学校副校 長)
- ▽千葉 公也 (出納室長)
- ▽石川 勝雄 (税務部次長)
- ▽西村 五男 (環境経済部次長)
- ▽大熊 貞夫 (建設部次長)
- ▽小川 孜 (東 埼玉資源環境組合事務局次長)

- ▽3月31日付退職
- ▽平川 武史 (企画部参事)
- ▽武藤 繁雄 (健 康福祉部長兼福祉事務所長)
- ▽津 浅見 正行 (国体事務局長)
- ▽辰 村 秀憲 (市立看護専門学校副校 長)
- ▽千葉 公也 (出納室長)
- ▽石川 勝雄 (税務部次長)
- ▽西村 五男 (環境経済部次長)
- ▽大熊 貞夫 (建設部次長)
- ▽小川 孜 (東 埼玉資源環境組合事務局次長)

縦覧

- 都市計画火葬場の変更案
東町4丁目地内にある越谷 都市計画火葬場(越谷市営斎 場)を廃止するための都市計 画の案がご覧になれます。
- 都市計画道路の 事業認可図書
越谷都市計画道路の事業認 可が公示されましたので、次 の認可図書がご覧になれます。
- 都市計画事業の 種類および名称

ご存知ですか 人権擁護 委員制度



昭和24年6月1日に人権擁護委員法が施行され、国民の基本的な人権を擁護し見守る機関が誕生しました。これが人権擁護委員制度の始まりです。そこで、全国人権擁護委員連合会では、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、人権擁護委員による人権相談所を開設します。

●特設人権相談所
〔日時〕 6月1日(水)、午前10時~午後3時
〔場所〕 中央市民会館第7会議室
〔内容〕 いじめ、児童虐待など子どもをめぐる問題をはじめ、女性、高齢者、障害者(児)等の人権侵害に関する相談
〔費用〕 無料。秘密は必ず守ります

●人権擁護委員
市には、市長から推薦され法務大臣が委嘱した次の人権擁護委員がいます。

- ▽安井利雄(弥栄町2の602の19) ☎974-11305
- ▽遠藤順子(東越谷4の7の2) ☎962-11888
- ▽天草静子(平方343の1) ☎974-3033
- ▽塚田有祥(宮本町2の54) ☎962-4018
- ▽中川玲子(越ヶ谷5の2の5) ☎962-3387
- ▽藤田久子(北越谷1の4の2) ☎962-5505
- ▽中村一雄(南町1の15の35) ☎987-6030
- ▽堀澤秀夫(蒲生2の1の30) ☎986-3040
- ▽人権推進課 ☎963-3191



保健センター
☎343-0022
東大沢1-12-1

☎978-3511

クッキングコンテスト…歯の管理を考えた料理。詳しくは保健センター、各地区センターでお配りしている応募用紙をご覧ください。②歯の健康家族表彰：家族3人以上の歯が健康な方。③8020よい歯のコンクール：80歳で20以上の自分の歯を有する方。④①は5月10日(火)まで、②③は5月25日(水)まで。

対象は市内に住所を有する方。特に記載がない場合は会場・申込み・問合せは保健センター。◎印は事前に保健センターへの予約が必要です(電話可)。

歯科健康フェア

●第10回歯科健康フェア

④6月5日(日)、午前10時～午後3時 ④10周年記念事業歯ッピークッキングコンテスト、各種表彰、フッ素塗布、健診・相談、ブラッシング指導、歯科技工物の展示、児童生徒の図画ポスター、使用済み歯ブラシの交換、C/Dカメラで口腔内を撮影、咬合圧測定、歯周病検査、う蝕活動検査、歯と食生活など。④当日直接会場へ。フッ素塗布は時間指定整理券をお配りします。

◎第10回歯科健康フェア表彰対象者を募集しています

④10周年記念事業歯ッピー (10060600@city.koshigaya.saitama.jp) で保健センターへ

5月31日は世界禁煙デーです

お知らせ

●ハッポちゃん体操のビデオテープを貸し出ししています

いきいき越谷健康体操(ハッポちゃん体操)のビデオテープを保健センター、各地区センターで貸し出ししています。皆さんご利用ください。

●「越谷市健康づくり推進審議会」委員を募集します

④市民の皆さんの健康の保持・増進に関する事を審議していただきます。任期は2年。④市内在住の20歳以上の方若干名。④5月25日(水)(必着までに、健康づくりに関する作文(1200字以内。テーマは自由)に住居・氏名・年齢・電話番号を記入し、直接または郵送・ファクス(FAX)979-0137)・メール(10060600@city.koshigaya.saitama.jp)で保健センターへ

予防接種

●ポリオ集団予防接種

④5月6日(金)・11日(水)・13日(金)・18日(水)・19日(木)・23日(月)・25日(水)・30日(月)・6月1日(水)・3日(金)・8日(水)・10日(金)・15日(水)・16日(木)・20日(月)、午後1時15分～2時15分受付。詳しくは保健センターをご覧ください。

教室・講座等

◎糖尿病ミニ生活講座

④5月19日(木)。①午前10時～11時30分、②午後1時30分～3時

④糖尿病の知識と食事療法についての講話、簡易食生活・運動診断。④各20人

◎糖尿病講演会

④5月23日(月)、午後1時30分～3時 ④医師講演「糖尿病の予防と基礎知識」。④40人

◎健やかな出産のために「プレママ教室」

④6月9日(木)・②14日(火)、午前10時～午後1時(14日は午前11時30分まで)。全2回。④1は栄養講話と実習、②は講話と乳児とのふれあい。④妊娠を希望する女性20人。④500円

◎市民健康大学公開講座「歯科講演会」

④6月9日(木)、午後1時30分～3時 ④最新の歯科治療について。④25人

休日当番医

事前に各医療機関に電話連絡のうえ、受診してください

休日当番医は祝日と年末年始の実施です。日曜日に診察を行っている医療機関は、各公共施設に据え置いているチラシや市ホームページでご確認ください。埼玉県救急医療情報センター(☎048-824-4199)では、医療機関(歯科を除く)を24時間ご案内しています。

5月3日

- ▷石川医院 ☎962-3370 越ヶ谷2-3-20/内・胃・小
- ▷越谷北病院 ☎979-2000 千間台西2-4-6/内・外
- ▷川津歯科医院 ☎965-4368 宮本町3-148-5/歯

5月4日

- ▷江川整形外科医院 ☎985-7166 登戸町16-26/整・リハ・リウ
- ▷越谷市立病院 ☎965-2221 東越谷10-47-1/内・小・外・脳・産婦
- ▷松本歯科医院 ☎965-3152 赤山町5-9-17/歯

5月5日

- ▷ひまわりクリニック ☎990-8801 蒲生旭町7-21/内・消
- ▷新越谷クリニック ☎962-0066 弥生町14-22/内
- ▷寺内歯科医院 ☎966-2225 赤山町5-5-16/歯

健康体操教室日程表

会場	定員	曜日	時間	申込み
桜井地区センター	40人	月	13:30～15:00	5/9(月)13:30～13:40
川柳地区センター	25人	月	13:30～15:00	5/23(月)13:30～13:40
総合体育館	50人	火	9:30～11:00	5/10(火)9:30～9:40
埼玉県立大学体育館	50人	金	10:30～12:00	5/20(金)10:30～10:40

*実施期間は5月～18年3月(8月を除く)の週1回
*複数会場および前年度の健康体操教室参加者の申込み不可
*定員を超えた場合は抽せん。定員に満たない場合は、各申込み日の翌日(県立大学は5/23日)から直接または電話で体育課(☎963-9284)へ

◎健康体操教室
④毎月第1・3水曜日、午前10時～11時30分。④小児夜間急患診療所機能訓練室。④体操、レクリエーション。④身体機能の低下により外出の少ない方
◎ヘルシーキッズスクール
④5月23日(月)・②27日(金)、午前10時～11時30分。全2回。④①は食生活、歯科保健。②は親子で遊ぼう。④2歳児と保護者25組。④歯ブラシ
◎健康体操教室
④陽左表のとおり。④市内在住の40歳以上の方(運動制限のある方を除く)。④体力測定、ダンス、ハッポちゃん体操。④本人が直接会場へ

検(健)診・相談

◎糖尿病食生活・成人栄養相談

④5月19日(木)、午前9時～午後3時 ④糖尿病等生活習慣病の個別相談

◎歯科健診・相談

④5月25日(水)、午後1時30分～3時 ④保健センター。④歯科健診・相談。④20人

◎乳がん検診

④陽下表のとおり。④医師による視触診、マンモグラフィ(X線)検査。④35歳以上の女性(昭和46年3月31日以前に生まれ)で奇数月生まれの方。④1500円。④集団検診か施設検診かの希望・住所・氏名・生年月日・電話番号・集団検診を希望の方は希望日(第1・3希望まで)・ファクスで申込みの方はファクス番号を記入し、往復はがき、ファクス(FAX)979-0137、メール(10060600@city.koshigaya.saitama.jp)まで

薬の相談コーナー
越谷市薬剤師会
▷5月の相談日
17日(火)・24日(火)
午後1時～3時
▷保健センター2階

越谷保健所からの お知らせ

☎964-11266

●サルモネラによる食中毒にご注意ください

腹痛、発熱、下痢等を起こすサルモネラによる食中毒は、特に5月～9月に多発します。主な原因食品として生肉や、卵、レバ刺しなどが知られています。また、菌に汚染された卵を使用した、加熱不十分の親子丼やオムレツにより発生することも多数報告されています。

〔予防法〕

- ・食品は、75度で1分以上加熱しましょう
- ・ひび割れた卵は避け、新鮮なものを使いましょう
- ・溶き卵はすぐに使い切りましょう

●5月の日程

5月～6月は不正大麻・けし撲滅運動の実施期間です。大麻や、植えてはいけないけしを発見したら、保健所または越谷警察署(☎964-0110)にご連絡ください。

たは電話で受診希望日の1週間前までに保健センターへ
*メールでお申し込みの方は、メールで返信する受診券をプリントアウトできる方に限ります(携帯電話不可)

乳がん検診日程表

日程・会場	集団検診		施設検診	
	日	時間	施設	時間
5月	6(金)・8(日)	保健センター	6/1(水)～7/30(土)	視触診:市内実施医療機関(保健センター)をご覧ください
	9(月)	市役所別館	X線:保健センター、小児夜間急患診療所、桜井・大袋・荻島・出羽・蒲生・南越谷地区センター	
	15(日)・16(月)	保健センター	*視触診受診の際、医療機関でX線検査の予約をしていただきます	
	17(火)・18(水)	桜井地区センター		
	22(日)	保健センター		
	24(火)・25(水)	蒲生地区センター		
	29(日)	保健センター		
受付時間	平日:視触診	12:45～14:00	実施医療機関にお問い合わせください	5/9(月)から
	X線	9:00～11:30、12:45～14:00		
申込み	日曜日:8:15～11:00			
	*検診時間は受診券に記入しお知らせします			

*広報こしがやお知らせ版4月号でお知らせした日程を一部変更しています

消費生活センター
☎343-8501
越ヶ谷4-1-1

中央市民会館4階

足立区立総合センター
市役所
中央市民会館
越ヶ谷駅

☎965-8886

消費者月間記念講演会

☎5月19日(木)、午後1時30分～3時30分 中央市民会館劇場
 講演：「快適な収納生活」
 講師は収納カウンセラーの飯田久恵さん
 ▼ミニコンサート：出演はハーモニカバンド奏者の大竹英二さん 300人
 囲電話で左記へ 囲市民生活課 ☎963319156



飯田久恵さん

●計量器(はかり)の定期検査
 開催5月23日(月)：栃木銀行越谷支店大相模出張所(相模町3丁目)、24日(火)：越谷市農協桜井支店倉庫(大泊)、25日(水)：越谷市農協本店(赤山町1丁目)、26日(木)：協本会(赤山町1丁目)

ご利用ください 行政相談委員制度

行政上の問題でお困りの方やご意見がある方はご相談ください。相談は毎月第2金曜日、午前10時～正午、午後1時～3時に中央市民会館4階相談室でお受けしています。また、各委員の自宅でもお受けします。市内には、総務大臣から委嘱された

27日(金)：川口信用金庫蒲生支店(蒲生寿町)。いずれも午前10時～正午、午後1時～3時 17年度は東地区(東武伊勢崎線の東側。大里・上間久里・下間久里・大林・大房は全域。袋山を除く)のひょう量250キログラム以下の機械式のはかり(電気式はかり、ひょう量が250キログラムを超えるものは別途巡回で行います) 囲市民生活課 ☎963319156

●リユースフェアを開催します
 開催5月28日(土)、午前9時30分～午後0時30分 囲サンシティ広場 囲日常生活の中で一度使用された製品等の再使用を促進させるためのフェアです
 ●5月28日(土)開催予定のリユースフェア出店者を募集します

開催5月20日(金)、午後7時から受付。7時30分から抽せん・説明会 中央市民会館4階会議室 A・B 1店舗300円 囲市内在住の成人。募集店舗数は40。リサイクルショップ関係者はご遠慮ください 囲市民生活課 ☎963319156
 ●消費生活相談事例「若者は絶対のターゲット～あなたを狙う悪質商法」
 (事例) ▼Aさんの場合：「宝石の展示会へご来場ください」

次の行政相談委員がいます。
 ▼大沢昌太郎(越ヶ谷2617) ☎96228612 ▼永福きよ(袋山919の14) ☎9779324 ▼藤井美子(北越谷4の11の3) ☎97610805 ▼岡井ふみ(東大沢4の15の11) ☎9622249
 ▼黒田和男(北越谷5の5) ☎9777905
 6 囲市民生活課 ☎96331915

という電話があり、断りきれずに会場まで出向いた。個室で2人の営業担当に5時間にわたり購入を勧められ、高額な宝石の契約をしてしまった。解約を申し入れたが「特注品なのでクーリング・オフできない」と言われた。▼Bさんの場合：街頭で展示会場での絵の鑑賞を勧められた。軽い気持ちで絵画を見に行ったら、長時間にわたり絵画の購入を勧められ契約をしまった。

「アドバイス」 Aさんの事例はアポイントメントセールスと言いつ、電話などで「あなたが選ばれました」「旅行や買物物が安くになります」などと販売目的を隠して、営業所や喫茶店などに呼び出し、長時間にわたり高額の商品を勧め、強引に契約させる商法です。Bさんの事例はキャッシュセールスと言いつ、繁華街などの街頭で「アンケートに答え

てください」などと営業所等に誘い込んで、商品やサービスを契約させる商法です。商品等を販売する目的を隠して営業所等に誘い込み、商品等を購入させることは悪質な行為であり、刑事罰に問われることもあります。また、被害者は若者が多く、契約に対する認識の甘さが一因となっているようです。「話を聞くだけなら」と軽い気持ちで誘いに応じず、はっきり断ることが必要です。なお、契約書を取った日を含めた8日間はクーリング・オフが可能です。事例のように業者がクーリング・オフができないと説明し、消費者が誤認した場合は、業者が改めて「クーリング・オフができます」と書いた書面を交付した日を含めた8日間はクーリング・オフができます。

不明な点は消費生活センターにご相談ください。



越谷市医師会
清松クリニック
☎986-6105
清松 瑤一郎

食道癌について

食道癌の発生率は多くはありませんが、いったん罹患すると手術も大変で、治癒率が低い、非常に怖い病気です。男性の高齢者(60歳代)に多く見られる病気で、毎年1万人の方がかかります。原因は不明ですが強い酒、タバコ、

熱いものなど刺激物を好んで飲む人に多い傾向があります。食道は飲食物を口から胃に運ぶ通路です。その食道内壁の粘膜から癌が発生して、大きくなり、壁を突き抜けて、気管、気管支、肺、心臓にいたり、脳・肝臓などにも転移します。症状として、まず、のどの違和感が現れ、チクチク痛んだり、熱い、冷たい物を飲み込むとしみたり、食事がつかえたりします。背中や胸の痛みを起すこともあります。食道癌は、バリウムを使った胃透視検査でも発見はできませんが、内視鏡検査が最も確実です。粘膜の変化があると、染色液を散布し、細胞を採取し、癌を診断します。超音波・CT・MRI検査などで癌が早期で粘膜内だけと判断したら、癌細胞の含まれた粘膜を内視鏡下で器械を使って剥離する「内視鏡的粘膜切除術」を施行します。多くの方が治ります。しかし、癌が粘膜を越えるか、近くのリンパ節に転移すると外科手術となります。また、手術で完全にとりきれない可能性があるため、まず、放射線照射し、癌を小さくし、手術をします。手術が不可能な場合は放射線療法と化学療法(抗癌剤)を併用し、延命を図ります。手術ができては治癒率はほぼ3割で、予後が悪いのです。では、食道癌になりにくく、なっても治癒するために何を気をつけたらよいのでしょうか。①タバコは吸わない。たとえ以前吸っていても、禁煙して10年も経てば、危険はほぼなくなります。②アルコール摂取はほどほどにしましょう。飲みすぎに、特に強いお酒には注意しましょう。③熱すぎる食べ物や冷たい食べ物、少し冷まして食べるようにしましょう。粘膜の細胞の遺伝子が傷つくと、癌が発生します。まず、このように生活習慣に注意し、定期的な検査を受ける事が大事なのです。

消防署からのお知らせ

◆ガス機器による火災を防ぎましょう
 都市ガスやプロパンガスは、便利で生活になくてはならないものですが、取り扱いを誤ると火災や爆発などの大きな事故につながります。ガスを使うときは、次のことに注意し、火災や事故を防ぎましょう。

- ・ガスこんろなどは、柱や壁などから離して使用しましょう
- ・ゴムホースは適正な長さで取り付け、ホースバンド等で締め付けるとともに、ひび割れ等がないか時々点検しましょう
- ・ガス機器を点火したときは、火がついたか確かめましょう
- ・ガスこんろの使用中は、その場を離れる時間が短時間でも火を消しましょう
- ・こんろの周囲は整理・整頓し、火が燃え移らないように注意しましょう
- ・ガス漏れなどの異常に気づいたときは、ガスの元栓を閉め、窓を開けて空気を入れ換えましょう
- ・地震が発生したときは火を消し、ガスの元栓を閉めましょう

☎消防本部予防課 ☎974-0103

◆消防団活動へのご理解とご協力をお願いします
 消防団は、市が設置する消防機関です。市内には417人の団員がいて、それぞれ職業を持ちながら活動しています。「自らの地域は自ら守る」という精神に基づき地域の住民で組織されていますが、身分は特別職の地方公務員です。自らの仕事のかたわら、真っ先に災害現場に出動するとともに、日常においても訓練が欠かせません。消防団とその活動に一層のご理解とご協力をお願いします。

☎消防本部総務課 ☎974-0102



FAMILYPAGE
親子のページ
問合せは各施設へ

越谷子育てサロン
☎343-0845
南越谷1-11-4
新越谷駅ヴァリエ1階

旅行会社
☎961-3623

児童手当(特例給付)の申請と現況届について

5月受付分から、所得制限の対象が16年中の所得になります。今まで受給してない方でも、対象になる場合がありますので、5月中に申請をしてください。支給は申請月の翌月分からは、6月に郵送します。現況届書を期限内にご提出ください。養育状況などを確認します。

〔支給要件〕 小学3年生修了まで

での児童を養育し、所得が一定未満の方(下表のとおり)

〔手当額〕 1人月額5,000円。第3子以降は1人月額1万円

〔申請に必要なもの〕 ①申請者名義の普通預金通帳。このほか、17年1月2日以降に転入した方は、17年1月1日住所発行の②17年度所得証明書。なお、厚生年金等加入の方は③保険証の写しまたは④年金加入証明書

②④は後日の提出可

〔受付場所〕 児童福祉課(第二庁舎2階、北部・南部出張所)

扶養親族別・所得制限限度額予定表 (平成17年度)

扶養親族数(税法上)	児童手当(国民年金加入の方など)	特例給付(厚生年金加入の方)
0人	301万円	460万円
1人	339万円	498万円
2人	377万円	536万円
3人	415万円	574万円

扶養親族数が1人増すごとに38万円加算

(所得額には政令控除8万円を除く)
*所得は総支給額とは異なります。医療費等の控除を受けたときは総所得額より差し引かれます

児童文学講座Ⅱ
親子で楽しむ
絵本とわらべうた

6月23日(木) ちやんと遊ぼう! 6月23日(木) 陽子育てサロン 図りズム体操、わらべうた、かんたん工作 図1歳6カ月〜2歳未満のお子さんと保護者10組 費50円

6月30日(木) 陽子育てサロン 図赤ちゃん体操、絵本の読み聞かせ等 図6カ月〜1歳未満のお子さんと保護者10組

6月3日(金) 10日(金) 17日(金) 午前10時〜正午。全3回 陽市立図書館 図わらべうたと絵本の読み聞かせ。講師は児童文学研究家の落合美知子さん 図全日程参加できる14年4月2日〜15年4月1日生まれのお子さんと保護者17組(抽せん) 費100円 図4月22日(金)〜5月20日(金) 往復はがきに講座名・住所・親子の氏名(ふりがな)・性別・生年月日・電話番号・姉弟の参加の有無を記入し左記へ 図市立図書館 ☎343-0023 東越谷4の9の1

地域子育て相談をご利用ください

陽子育てサロン 図黒ゴムに花を縫い付けて髪飾りを作ります 図0歳〜4歳のお子さんがある保護者10人 図親子でリトミック! 6月10日(金) 陽花田児童保育室 図リズム体操、わらべうた、かんたん工作 図2歳〜3歳のお子さんと保護者10組 費50円

6月16日(木) 陽子育てサロン 図英語で遊ぼう! 6月16日(木) 陽子育てサロン 図英語で遊ぼう! 6月16日(木) 陽子育てサロン 図英語で遊ぼう! 6月16日(木) 陽子育てサロン 図英語で遊ぼう!

地域子育て支援センターの子育て講座

いずれの講座も図0歳のお子さんと保護者10組(費無料)です。

☆すくすくの子育て講座
5月14日(土)、午前10時〜11時 陽地域子育て支援センターすくすく 図親子ふれあい遊び

5月7日(土) (消印有効) 往復はがきに住所・親子の氏名(ふりがな)・お子さんの年齢・電話番号を記入し左記へ。応募多数の場合は抽せん

陽地域子育て支援センターすくすく ☎343-0851 七左町1の347 南越谷保育園内 ☎90-55003

☆おひさまの子育て講座
5月28日(土)、午前10時〜11時

陽地域子育て支援センターおひさまの子 図わらべ歌と絵本

5月20日(金) (消印有効) 往復はがきに住所・親子の氏名(ふりがな)・子どもの年齢・電話番号を記入し左記へ。応募多数の場合は抽せん

陽地域子育て支援センターおひさまの子 ☎343-0023 東越谷8の180 増林保育所内 ☎960-5800

「教育に関する3つの達成目標」を本格実施します

埼玉県では、小・中学生を対象として「学力」「規律ある態度」「体力」の3つの分野について、学習指導要領等に基づき、教育に関する3つの達成目標を作成しました。この達成目標は、今年度から全県的に本格実施します。詳しくは埼玉県教育委員会ホームページ (<http://www.pref.saitama.lg.jp/A20/BP00/tasseipage/tasseimokuhyo.html>) をご覧ください。

図教育委員会指導課 ☎963-9292

就学援助費の申請を受け付けています

学用品費、通学用品費、給食費、医療費(学校からの治療勧告書に基づくものに限ります)、遠足等の費用、新入学生児童生徒学用品費を援助します

〔対象〕 小・中学生のいるご家庭で、経済的に困りの次の保護者。①市民税非課税

3-9281 図教育委員会学校課 ☎963-9281

八潮市

第34回さつき展示会
5月27日(金)〜29日(日)、午前9時〜午後9時(27日は午後3時から、29日は午後5時まで)

☎992-11001

松伏町

スパニッシュ・ギター・デュオデュオ・アストル
6月11日(土)、午後2時開演

陽田園ホール・エローラ
費一般2,500円、小・中学生1,000円(全席指定)

図財松伏町ふるさと文化財団 ☎992-11001

草加市

消費生活展「めざそう自立した消費者」だまされなぞ! あの手この手
5月28日(土) : リフォームファッションショー(午後1時〜2時)、記念講演会(午後2時〜4時)。

29日(日) : フリーマーケット、古着・古布・廃食油の回収、農産物即売など(午前10時〜午後3時)

陽勤労福祉会館(新田駅西口下車徒歩7分) 図勤労福祉会館 ☎941-6111

三郷市

生涯学習フェスタ
6月5日(日)、午前10時〜午後4時 陽勤労者体育館・青少年ホーム 図三郷市生涯学習課 ☎953-1111

吉川市

さつき・花しょうぶ展
5月21日(土)、午後1時〜9時。22日(日)、午前9時〜午後3時 陽吉川市民交流センターおあしす 図吉川市の花「さつき」と特産品「花しょうぶ」の展覧会 図吉川市商工課 ☎982-9697



めざせ、三年連続優勝
坂巻真穂



旧5年 坂巻 真穂さん

私は、お姉ちゃんが、サッカー大会の選手になって優勝した時から、私も市内サッカー大会に出たいと思っていました。5年生になって、練習に参加し、



小四 浅子 未帆

とうとう選手として出られるようになりました。

試合当日、私はバックスを受け持ちました。(絶対に点は入れさせない)と思いながら必死で守りました。前半は0対0で福田さんがシュートしました。そのボールは、相手のゴールに入り、ついに私達新方小に一点が入りました。

学校紹介



牛の世話をしました

40 千間台小学校

・千小あだたら学校



▲紹介してくれた旧5年生の印出有紗さん

*今回は大相模中です

私達の学校のじまんは、四泊五日の千小あだたら学校です。この中で、私は今までやったことのないことを数多く体験しました。生まれてはじめて農家の一日の仕事させてもらったり、みんなで小麦粉から作ったあだたらうどんを食べたりしました。また、キャンプファイヤーやきもだめしでは、友達のおかげがたさを感じることもできました。総合の学習では、自給自足を目標として野菜などをつくりました。私は、千小あだたら学校の農業体験に、総合で学んだことを生かすことができたといい気分がします。また、あだたらの体験によって食べ物大切にしたいこうとする気持ちが強くなりました。



旧4年 浅子 未帆さん

「ヤッター。」

みんなで大声を出して喜びま

した。そして試合は、そのままリードして進み、終りよう。結果は、新方小女子二年連続優勝でした。私は優勝できて、本当にうれしかったです。キャプテンも六年生のメンバーも泣きながら喜んでいました。私はその時、来年も優勝するぞと思いました。

*今回は東中です



「幸せランドで楽しくあそぼう」
田村 姫女



旧3年 田村 姫女さん

こどもニュース

交通ルールを学ぼう
南越谷小で交通安全教室

4月15日、南越谷小で新1年生を対象に交通安全教室が開かれました。

これは、4月6日～15日の

平成17年春の交通安全運動にあわせて行われたものです。この日は、1年生206人が交通指導員といっしょに各コースに分かれて学校の周りを歩きました。



手を上げて横断歩道を渡りましょう

児童たちは道路の安全な歩き方や交差点の渡り方、雨の日のかさをさしての歩き方などを教わりながら、右・左・右と安全を確認して、手を上げて横断歩道を渡りました。児童たちは「車に気をつけて学校に行きます」などと話していました。



第394回もんだい

5月8日は母の日だよ。この日にはお母さんに「いつもありがとう」と花を贈るよね。ではどんな花を贈るかな。番号で答えてね。



- ① ヒマワリ
- ② コスモス
- ③ カーネーション

応募のしかた

5月15日(消印有効)までにはがきに答え・住所・氏名(ふりがな)・性別・学校名・学年・広報を読んだ感想などを書いて、☎343-8501越谷市役所「広報こしがやこどもクイズ」係まで。正解者の中から10人(抽せん)のお友達に記念品をおくります。当せん者の発表は、記念品の発送をもってかえさせていただきます。

応募できる人

市内に住んでいる小・中学生

4月号(393回)のこたえ

②(応募15通 正解14通)

こんにちは
すこやかさん



きづわかな ひろと
▲木津和奏ちゃん 裕人ちゃん
(H16.4.1, H14.7.13 南荻島)



さかいりほ つばさ
▲坂井里帆ちゃん 翼ちゃん
(H15.4.2, H11.5.12 東越谷)



つかのりさ
▲塚野里咲ちゃん
(H16.4.24 南越谷)



いしいはるき わかな
▲石井温貴ちゃん 若菜ちゃん
(H16.3.1, H10.10.27 南町)



かわのはやと かつし まさき
▲河野翔人ちゃん 勝志ちゃん 将輝ちゃん
(H14.5.15, H16.8.17, H11.1.14 赤山町)

問 広報広聴課 広報担当
☎963-9117

各種相談(祝日を除く) *相談はすべて無料です

市民 一般...月曜～金曜日。午前9時～午後4時30分(正午～午後1時を除く)。中央市民会館4階第1相談室。相続、債権、債務、離婚、賠償など、法律上の問題を含む民事関係や市政に関することについて。/交通事故...毎週月曜・木曜日、第1・3火曜日。午前9時～午後4時30分(正午～午後1時を除く)。中央市民会館4階第1相談室。交通事故による補償問題や手続きなどについて。事前にご連絡ください。問合せ/市民生活課☎963-9156

法律(予約制) 一般...毎週水曜日(第1週は6日(金))。午後1時20分～4時20分。中央市民会館4階第2相談室。予約は前日の火曜日(第1週は2日(月))、午後1時から電話で受け付け。定員8人。市民生活における法律上の諸問題について、弁護士が相談に応じます。/夕刻...毎月第2火曜日、午後4時～7時。中央市民会館4階第3相談室。予約は前日の月曜日、午後1時から電話で受け付け。定員6人。市民生活における法律上の諸問題について、弁護士が相談に応じます。/交通事故...毎月第3火曜日。午後1時20分～4時20分。中央市民会館4階第2相談室。予約は当日の午前9時から電話で受け付け。定員8人。交通事故による補償問題、手続きなどについて、弁護士が相談に応じます。問合せ/市民生活課☎963-9156

税務 税理士...毎月第1月曜日。午前10時～午後3時(正午～午後1時を除く)。中央市民会館4階第2相談室。税金関係全般について、関東信越税理士会越谷支部の税理士が相談に応じます。/税務署...毎月第2火曜日。午前10時～午後3時(正午～午後1時を除く)。中央市民会館4階第2相談室。贈与、譲渡、相続等の国税について、越谷税務署税務相談官が相談に応じます。問合せ/市民生活課☎963-9156 越谷税理士会税務指導所...毎週月曜・木曜日。午後1時～4時。越谷税理士会税務指導所(赤山町3-3-4草島商店3階、越谷税務署前)。税金関係全般について、関東信越税理士会越谷支部の税理士が相談に応じます。問合せ/関東信越税理士会越谷支部☎962-6131

行政 毎月第2金曜日。午前10時～午後3時(正午～午後1時を除く)。中央市民会館4階第4相談室。国・県・市の行政上の諸問題について、行政相談委員が相談に応じます。問合せ/市民生活課☎963-9156

行政書士 毎月第1金曜日(5月は13日)。午前10時～午後3時(正午～午後1時を除く)。中央市民会館4階第2相談室(電話不可)。相続、遺言、遺産分割協議書、内容証明、契約、告訴、会社設立、営業許可、農地転用、開発許可、金銭貸借に関する書類の作成・申請代理業務等について、埼玉県行政書士会越谷支部の行政書士が相談に応じます。問合せ/市民生活課☎963-9156

登記 毎月第1水曜日(5月は11日)。午前9時～正午。中央市民会館4階第2相談室。登記、供託、分筆、表示など、法務局・裁判所に提出する書類について、司法書士と土地家屋調査士が相談に応じます。問合せ/市民生活課☎963-9156

不動産 毎月20日。午前10時～午後3時(正午～午後1時を除く)。埼玉県宅建協会越谷支部(市役所駐車場隣)。不動産に関することについて、弁護士と相談員が相談に応じます。問合せ/埼玉県宅建協会越谷支部☎964-7611

消費生活 月曜～金曜日。午前9時30分～午後3時30分(正午～午後1時を除く)。中央市民会館4階消費生活センター。商品やサービスの疑問や不審、訪問販売のトラブルなどについて。問合せ/消費生活センター☎965-8886

女性 生き方・パートナー相談...毎週火曜・木曜・金曜日(5月3・5日を除く)。午後1時～2時。土曜・日曜日。午前10時～午後2時(正午～午後1時を除く)。/健康相談...毎週水曜日。午後1時～7時(5月4日を除く)。/DV(配偶者等からの暴力)相談...毎日(月曜日・5月3・4・5日を除く)。午前9時～午後5時。いずれも電話相談(面接は予約制)。問合せ/男女共同参画支援センター☎970-7411

人権 毎月第3木曜日。午前10時～午後3時。中央市民会館5階第7会議室。人間関係や人権問題について。問合せ/人権推進課☎963-9119

人権 毎週月曜日。午前9時～午後4時。さいたま地方法務局越谷支局。問合せ/さいたま地方法務局越谷支局総務課☎966-1337

内職 毎週火曜・木曜日。午前10時～午後3時30分(受け付けは午前10時～11時30分、午後1時～3時)。産業雇用支援センター3階相談室。内職の相談、あっせん、求人(仕事を出す方)の相談について。問合せ/産業支援課☎967-4680

労働 (社会保険労務士) 毎週金曜日。午後1時～4時。産業雇用支援センター3階相談室。賃金、労災、雇用、厚生年金などについて。問合せ/産業支援課☎967-4680

創業 月曜～金曜日。午前9時～午後4時(正午～午後1時を除く)。産業雇用支援センター二番館。開業・経営・経営革新などの各種相談について。問合せ/産業雇用支援センター二番館事務室☎967-2424

ワークプラザこしがや ハローワーク越谷の出先機関です。月曜～金曜日。求人情報自己検索...午前9時～午後4時45分(昼休みも利用可)。紹介受付...午前9時～午後4時(午前11時～午後1時を除く)。一般の方・パートの方・年齢の高い方への職業相談と紹介。パート求人受理。2階は雇用保険受給者への早期就職支援センター。問合せ/ワークプラザこしがや☎967-8609

経営 (中小企業診断士) 毎月第1・3水曜日(5月は9日、18日)。午前10時～午後4時(正午～午後1時を除く)。産業雇用支援センター3階相談室。事業経営上の相談について(電話可)。問合せ/産業支援課☎967-4680

事業資金 毎月第2水曜日。午後1時～4時。産業雇用支援センター3階相談室。中小企業者のための金融に関する相談について(要予約。毎月第1水曜日までにご連絡ください)。問合せ/産業支援課☎967-4680

教育 月曜～土曜日。午前9時30分～午後5時(電話相談は午後9時まで)。越谷市教育相談所(東越谷3-10-7)。いじめ、不登校、非行、発達相談等。対象は幼児～高校生。申込み・問合せ/越谷市教育相談所☎966-6833

家庭児童 月曜～金曜日。午前9時～午後4時。中央市民会館4階相談室(電話可)。しつけや習慣、不登校、いじめ、非行、家族関係など18歳までの相談を行います。問合せ/児童福祉課☎964-2111

まちのわだい ツウジヒト



4万3000本のチューリップガーデン

おおよそ4万3000本のチューリップフェスタにぎわう。4月10日、出羽公園で出羽チューリップコミュニティフェスタ2005が開催されました。これは、出羽地区コミュニティ推進協議会が、みんなが憩える地元公園づくりの一環として、平成15年から出羽公園で行っているもの。地域の方や地区内の小・中学生が大切に育てた約4万3000本のチューリップで巨大ガーデンを造りました。当日は大道芸人によるパフォーミング、吹奏楽の演奏、模擬店やお楽しみ抽せん会などが行われ、多くの人でにぎわいました。また、イベントの最後にはチューリップの鉢植えが無料配布されました。

4月24日、越谷市民球場でプロ野球イースタンリーグ公式戦「巨人対インボイス(西武)」が行われました。市民球場では平成6年から毎年巨人戦が行われてい

おおよそ4万3000本のチューリップフェスタにぎわう。多くの人で



熱戦に沸く市民球場

また試合前には野球教室が行われ、市内の少年野球チームの選手たちは巨人軍の高橋監督から正しいボールの投げ方や捕り方などを教わりました。試合は、7回表にインボイスが3点をあげて逆転し、5対2で勝ちました。

当日は好天に恵まれ、ユニホーム姿の小学生や家族連れなど多くの方が訪れ、両チームの選手に声援を送っていました。また試合前には野球教室が行われ、市内の少年野球チームの選手たちは巨人軍の高橋監督から正しいボールの投げ方や捕り方などを教わりました。

イースタンリーグ 巨人対インボイス 12年連続 開催



大間野町旧中村家住宅を見学

この日はキャンベルタウン野鳥の森、児童館コスモス、老人福祉センターけやき荘、大間野町旧中村家住宅を見学し、各施設の担当者から説明を受けました。市政移動教室の開催日は広報こしがやお知らせ版をご覧ください。

市では、バスを利用して市内の公共施設や史跡などを見学し、市政についての理解や関心を深めていただくため、土曜・日曜日にも行います。4月24日、18人が参加して市政移動教室が行われました。

公共施設や史跡を巡る 市政移動教室 市と市民を結ぶ架け橋



テレビ広報番組

<5月放送分の主な内容>
・違反広告物簡易除却推進員制度について
・特集「水郷こしがやに架かる橋」
・粋々越谷人「越谷手焼せんべい」

<放送日>

テレビ埼玉
5月15日(日) 9:30~10:00
5月16日(月) 11:00~11:30
デブコケーブルテレビ
5月23日(月)~29日(日)
6:00~6:30, 12:00~12:30
16:00~16:30, 19:00~19:30
21:00~21:30

*番組は市のホームページ(アドレスは1面に掲載)から動画のまま見することもできます

☎広報広聴課☎963-9117

広報こしがや季刊版月号5ページに掲載した「視覚障害者」は「聴覚障害者」の誤りでした。お詫びして訂正いたします。



市の人口 平成17年4月1日現在

人口 31万7033人 (前月比475人減) 男 15万8972人 (前月比310人減)
世帯 12万4201世帯 (前月比43世帯増) 女 15万8061人 (前月比165人減)